

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	容積率の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第52条第14項第1号から第3号	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	建築基準法第52条第14項第1号の許可の取り扱いについては、「平成11年4月16日付住街発第45号」通達を基に、堺市建築審査会に提案した規準（「建築基準法第52条第14項による許可提案基準」）を、本市の審査基準として定めて審査を行う。 同項第2号の許可については、容積率の許可として、総合設計制度（法第59条の2）があるので、別途基準を定めるには、同基準と比較した上で、定める必要がある。 しかし、本規定の位置づけと取扱いが不明確であるため、総合設計度と差別化を図ることが困難であり、現時点においては、総合設計制度への誘導、もしくは、これに準じて許可することとする。 同項第3号の許可については、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な工事で構造上やむを得ないものか等を個別に判断する必要があり、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	